

財務 VOL.21

物品購入による期末の節税対策と注意点

今年も残すところあとわずかとなりました。12月後半ともなると、期末の節税対策と称して既に何らかの手を打たれている先生方も多くいらっしゃるかと思います。

その中でも手っ取り早い方法として物品購入があり、中には医療機器等の高額なものを購入される先生方もいらっしゃいますが、果たしてその物品購入等が節税対策として本当に有効に働いているのでしょうか？

【減価償却の方法】

既に御存知の内容かとは思われますが、頭の整理、再確認の意味で以下の表をご覧ください。

資産の購入価格と減価償却方法	
① < 10万円	全額費用化
② ≥ 10万円 < 20万円	3分の1費用化 OR 全額費用化
③ ≥ 20万円 < 30万円	全額費用化
④ ≥ 30万円	減価償却(月数按分)

具体例で検証してみましょう。

例えば④の事例、12月に500万円の自動車(耐用年数6年)を購入して使用した場合にはどのようになるでしょうか？より多くの経費を計上できる定率法で計算した場合でも、減価償却費は**わずか約17万4千円**[(500万円×0.417)×1ヶ月÷12ヶ月]と支払い金額のたった3.5%です。

一方、仮に19万円のパソコンを購入して使用した場合(②のケース)には**19万円全額を経費計上できる**のです。

ポイントは「**月数按分**」です。以前は6ヶ月未満の使用月数でも月数按分を6ヶ月とすることができる「**簡便償却**」という制度があった(上記自動車の計算例で言いますと、月数按分の部分が6ヶ月÷12ヶ月となる)ので未だ一部の先生方には誤解が残っているようですが、現状は上記説明の通りです。「**期末における30万円以上の物品購入は次期の節税対策にしかならない。年内に効果を出すには30万円未満の物品購入を**」ということを再認識して下さい。

ただし、「特別償却」を適用できる場合は別です。

これも既にご存知の知識かとは思いますが、500万円以上の医療用機器等を購入して使用した場合、**通常の減価償却費に加え、その資産の取得価格の14%を追加で経費計上することが可能です**。この特別償却額の部分は月数按分の対象とはなりませんので、この部分に関しては一定の効果はあると言

えるでしょう。

【償却資産税(固定資産税)と減価償却の関係】

再度左記の表をご覧ください。表における②のケースですが、10万円以上20万円未満の資産については、3分の1費用化と全額費用化を選択することができます。これについてはご存知ない先生方が多いのですが**その選択如何によっては固定資産税がかかってくる**という事実です。

ご存知の通り、土地、家屋以外の事業用の器具・備品・医療機器等にも固定資産税がかかるのですが、例えばパソコンを18万円で購入した場合を考えてみましょう。この場合、3分の1の6万円を経費計上した場合と、18万円の全額を経費計上した場合で比較すると、**前者を選択した場合にはかからない固定資産税が後者を選択した場合にはかかってしまうのです**。

税額の目安としましては、毎年の減価償却後の資産の帳簿価額の1.4%程度ですので影響額としてはあまり大きいものとはいえないのですが、きっちり説明させていただきますと、それならば3分の1経費計上を選択するという先生方が多いのも事実です。

全額費用化を選択した方が短期的な税金が少なくなるのも事実で、状況に応じて判断して頂くことになります。

【「事業の用に供する」とは】

次に重要な注意点を伝えさせていただきます。減価償却費を計上できる時期は厳密に言いますと、**資産を購入し、納品された時ではなく、実際に事業用として使用しはじめた時**という事実です。これを難しい言葉で「**事業の用に供する**」というのですが、つまり、期末に医療機器を**購入しても、年度内に一度も利用していない、あるいは利用できる状況になっていないような場合には減価償却費の計上は認められない**ということです。

以前、税務調査において、とある医療機関で医療機器を稼働させるのに特定の消耗品が必要だったのですが、期末に購入した医療機器に対して、その消耗品の仕入れが年内に行なわれていなかった事実を指摘され、その医療機器の減価償却費の計上を否認された事例が実際にございました。先ほど説明させていただきました「**特別償却**」の適用要件も同様ですので、くれぐれもご注意下さい。

年内も残り1週間ですが、左記の表の①、②、③についてはまだ対応が可能です。必要のないものをご購入する必要はありませんが、当面必要なもので年内購入が可能なものがないか、最終の検討をお願い致します。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「**もっと詳しく知りたい**」「**こんな話題も取り上げて欲しい**」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！